

稲敷市地域防災計画の概要

1 地域防災計画とは

稲敷市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、稲敷市防災会議が策定する計画であって、市内で発生する災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものです。

市及び防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、応急対策、復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

稲敷市地域防災計画の構成は、「本編」、「資料編」により構成しており、各種対策を次のように整理しています。

構成（編）		内容
本編	I 総則	計画の概要、市内における防災環境・災害被害と防災関係機関の業務の大綱について整理しています。
	II 地震・風水害等対策計画	地震、台風、豪雨、竜巻による災害（河川のはん濫、浸水、土砂災害等）に対する対策を示しています。災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画で構成しています。
	III 事故災害対策計画	大規模事故（航空機災害、道路災害、危険物等災害、放射性物質事故、大規模な火事災害）に対する対策を示しています。
資料編		上記の計画に関連する図表、例規、その他資料を掲載しています。

今回の改定においては、災害対策基本法の改正（令和3年5月）、防災基本計画の修正（令和3年5月）、茨城県地域防災計画の改定（令和3年3月）等をもとに、主に次の項目について稲敷市地域防災計画の見直しを行いました。

1. 防災体制の強化	4. 災害における情報収集・提供	7. 企業等における防災・減災対策
2. 地域防災力の強化	5. 避難行動要支援者への対応	8. ボランティア等との連携
3. 新型コロナ等の感染症対策	6. 物質調達・備蓄体制の強化	9. 被災者支援
他		

2 災害予防計画（日頃から行う予防対策）

＜市の取り組み＞

- | | | |
|-------------------------|-------------------|-----------------|
| ①災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 | ・河川改修の推進 | ・被災者支援のための備え |
| ・対策に携わる組織の整備 | ・水防法に基づく洪水対策 | ・要配慮者安全確保のための備え |
| ・相互応援体制の整備 | ・風害予防対策 | ・文教施設等における備え |
| ・防災組織等の活動体制の整備 | ・農地農業の災害対策の推進 | ・帰宅困難者対策 |
| ・情報通信ネットワークの整備 | ・商工業の災害対策 | ・燃料不足への備え |
| ②災害に強いまちづくり | ・建築物の耐震化・不燃化の推進 | ④防災教育・訓練 |
| ・防災まちづくりの推進 | ・危険物等施設の安全確保 | ・防災教育 |
| ・土木施設の耐震化の推進 | ③被害軽減への備え | ・防災訓練 |
| ・ライフライン施設の耐震化の推進 | ・緊急輸送への備え | ・災害に関する調査研究 |
| ・地盤災害防止対策の推進 | ・消火活動、救助・救急活動への備え | |
| | ・医療救護活動への備え | |

＜市民のやるべきこと＞

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| ・自主的に防災活動に参加し、地域で助け合いましょう | ・ブロック塀等の倒壊防止や家具等の転倒防止対策をしましょう | ・消防用設備については定期的に点検を行いましょう |
| ・企業防災を促進し、ボランティア活動を普及しましょう | ・暴風等による被害防止のため、建築物の補強等の対策をしましょう | ・出火の初期段階において、初期消火に努めましょう |
| ・自発的な防災活動の取組として、地区防災計画作成に参加しましょう | ・台風・竜巻等に関する知識について学びましょう | ・災害時においては、一斉帰宅を抑制しましょう |
| ・ハザードマップを確認し、平時から危険地域の確認をしましょう | ・農地及び農作物の被害を最小限に抑えるよう、災害対策をしましょう | ・燃料不足に備え、車両燃料を日頃から半分以上としましょう |

3 災害応急対策計画（災害発生後に行う活動）

＜市の取り組み＞

- | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| ①災害発生時の初動対応 | ・応急医療 | ・応急教育 |
| ・職員参集・動員 | ・危険物等災害防止対策 | ・帰宅困難者対策 |
| ・災害対策本部の設置 | ・燃料対策 | ・愛玩動物の保護対策 |
| ②災害情報の収集・伝達 | ・水防活動 | ⑤災害救助法の適用 |
| ・通信手段の確保 | ④被災者の生活に対する支援 | ⑥応急復旧・事後処理 |
| ・災害情報の収集・伝達 | ・被災者の把握 | ・建築物の応急復旧 |
| ・災害情報の広報 | ・避難生活の確保、健康管理 | ・土木施設の応急復旧 |
| ③被害軽減対策 | ・ボランティア活動の支援 | ・ライフライン施設の応急復旧 |
| ・警備対策 | ・ニーズの把握、相談窓口の設置 | ・災害廃棄物処理・防疫・障害物除去 |
| ・高齢者等避難・避難指示 | ・生活情報の提供 | ・行方不明者等の捜索 |
| ・緊急輸送 | ・生活救援物資の供給 | ・労務の確保 |
| ・消火活動、救助・救急活動 | ・要配慮者安全確保対策 | |

＜市民のやるべきこと＞

- ・市より災害情報の広報がありますので、流言飛語等による社会的混乱に注意し、情報収集してください
- ・市役所への各種お問い合わせにつきましては、コールセンター及び各庁舎に設置の相談窓口をご利用ください
- ・地域の防犯連絡員の方は、被災地等の警戒活動へのご協力をお願いいたします。
- ・高齢者等避難・避難指示が発令された場合は、速やかに避難してください。
- ・効果的な消火活動、救助・救急活動を実施するため、地域住民、自主防災組織等のご協力をお願いいたします
- ・被災者状況把握のため、在宅避難者・車両避難者の方も最寄りの避難所にご連絡をお願いいたします
- ・避難所の運営において、避難者の方もご協力をお願いいたします
- ・被災者の生活支援のため、ボランティアとしてのご協力をお願いいたします
- ・市による相談窓口の設置・生活情報の提供について、ご活用ください
- ・自力で帰宅することが困難な方が多数発生する場合には、むやみに移動を開始しないようにしてください
- ・愛玩動物とともに避難所に避難される方は、トラブル等が起きないように避難所におけるルールを守ってください

4 災害復旧・復興対策計画（生活の再建支援・復旧復興）

＜市の取り組み＞

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ①被災者の生活の安定化 | ・被災者生活再建支援金の支給 |
| ・義援金の募集及び配分 | ・茨城県被災者生活支援補助事業による支援金の支給 |
| ・災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 | ・生活保護 |
| ・租税及び公共料金等の特例措置 | ②被災施設の復旧 |
| ・罹災証明書等の発行 | ③激甚災害の指定 |
| ・被災者の生活の安定化 | ④復興計画の作成 |
| ・住宅建設の促進 | |

稲敷市地域防災計画（概要版）〈啓発用〉 令和4年3月
 編集・発行：稲敷市総務部危機管理課
 所在：稲敷市犬塚 1570 番地 1
 TEL：029-892-2000（代表）